

「外来等感染症対策実施加算」等の廃止・縮小表明に抗議する

田村厚生労働大臣は9月24日の閣議後記者会見で、診療報酬の特例加算として今年4月に新設された「外来等感染症対策実施加算」、「入院感染症対策実施加算」について、10月から廃止して実費補助に切り替えること、及び「乳幼児感染予防策加算」の点数については半分とすることを表明した。

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるか否かにかかわらず、医療機関では感染防止対策に十分配慮した上で診療を継続しているが、従前より経費負担は大幅に増加している。

実費補助に切り替えるというが、過去の補正予算における感染防止等対策に係る補助金の例をみても申請の煩雑さ、交付決定、支払いの大幅な遅れで必要な時に必要な支援が受けられてこなかった。こうした中で診療報酬における特例加算は意味があった。

「第5波」の終息感はあるものの、過去の度重なる感染再拡大の状況をみても、秋から冬にかけて「第6波」への備えが必要であることはいうまでもなく、感染防止対策の重要性は変わらない。

長野県保険医協会は厚生労働大臣の「外来等感染症対策実施加算」、「入院感染症対策実施加算」の廃止及び「乳幼児感染予防策加算」の縮小方針の表明に対し強く抗議するとともに、引き続き同加算の継続を強く求めるものである。

2021年9月28日

長野県保険医協会 理事会